

一 欠員は次のとおりである。

下し

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会議長 島田 猛 君 係長 青山次男 君 主事 市川昭利 君
事務局長

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川常太郎 君 助 役 木村田幸造 君 収入役 秋山誠一 君
教育長 藤原俊夫 君 主 査 室 主 査 下野忠一 君 主 査 室 主 査 貴井善次 君

主 査 室 主 査 橋本孝蔵 君 主 査 室 主 査 田村忠雄 君 主 査 室 主 査 山田信二 君
主 査 室 主 査 山田信二 君

税 務 課 長 古谷徳男 君 住 民 課 長 乙津栄吉 君 民 生 課 長 森田 武 君

産 業 課 長 上野重勝 君 土木課長 兼都市計 兼課長 森田 猛 君 水 道 課 長 生子国利 君

教 育 課 長 高水 木 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案第五五号 福生町手数料条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第五六号 昭和二十二年福生町一般会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第三 請願第一号 LPガススタンド建設反対請願書（審査報告）

日程第四 陳情第九号 自動車用LPガススタンド建設反対陳情書（審査報告）

日程第五 議案第五八号 契約締結について（教育関係）

日程第六 議案第五九号 福生町表彰条例に基づく自治表彰について

日程第七 議案第六〇号 福生町表彰条例に基づく一般表彰について

日程第八 陳情第一〇号 非常勤講師に対する一時金支給に関する要望書

日程第九 特定事件の継続調査について

日誌第六 神宮專科の組織調査の件
 日誌第八 刺針第一〇号 非営利組織の成立の一資金支給の関する調査書
 日誌第十 刺針第六〇号 衛生局と警察署の基づく一連の調査の件
 日誌第六 刺針第五十五号 衛生局と警察署の基づく一連の調査の件
 日誌第五 刺針第五十八号 警察署と警察署の基づく一連の調査の件
 日誌第四 刺針第六十号 自衛軍用「自衛隊」の組織と警察署の調査報告
 日誌第三 刺針第六十一号 「自衛隊」の組織と警察署の調査報告
 日誌第二 刺針第六十六号 警察署と警察署の基づく一連の調査の件
 日誌第一 刺針第六十五号 警察署と警察署の基づく一連の調査の件

午後九時六分開議

議長(田村匡雄君) 皆さん、お早うございます。

下下より、昭和四十二年三月三日福生市議会定例会が二日目の
 の会議を開きます。出席議員は現在二十三名であります。おそ
 本日の会議は成立いたします。議事日程に入る前に議長より
 ご挨拶を願います。

(議長 田村匡雄君登壇)

議長(田村匡雄君) ご挨拶を申しあげます。三月三日定例会の最
 終日に当たりまして、ご多用の中にも、全員のオクのご出席をいただき
 誠にありがとうございます。お一日目以来各委員会とも、
 託案件を慎重に審議いただき、大変お忙しい中、誠にあり
 かつ、ごさい下。本日もよろしくお願ひいたします。

議長(田村匡雄君) この日は日程に入りません。この際報告事項が
 あり、その中事務局長より報告いたします。

(島田謙会事務局長報告)

本日の議案等について申しあげます。本日ご審議いただく議

案は先には託されてあり、下平、教、科、条、例の一部改正案、一般
会計補正予算案、二号、LPガス関係の請願、陳情の委員長報
告に関するもの、新しい契約締結同意案、他の表彰条例に基く
表彰が二件、非常勤講師に対する一時金支給に関する陳情書、
おとどけ特定事件の施設調査の以上九件でございます。

議長（田村匡雄君） 本日の日程については、議会議事委員会において
検討されておりますので、委員長から報告願います。

（十四番 末次恒男君登壇）

十四番（末次恒男君） 二指名があり、下平、教、科、条、例の一部改正案、一般

本日の議事日程につき、下平、教、科、条、例の一部改正案、一般
会計補正予算案、二号、LPガス関係の請願、陳情の委員長報
告に関するもの、新しい契約締結同意案、他の表彰条例に基く
表彰が二件、非常勤講師に対する一時金支給に関する陳情書、
おとどけ特定事件の施設調査の以上九件でございます。

議長（田村匡雄君） 本日の日程については、議会議事委員会において
検討されておりますので、委員長から報告願います。

議長（田村匡雄君） 下平、教、科、条、例の一部改正案、一般
会計補正予算案、二号、LPガス関係の請願、陳情の委員長報
告に関するもの、新しい契約締結同意案、他の表彰条例に基く
表彰が二件、非常勤講師に対する一時金支給に関する陳情書、
おとどけ特定事件の施設調査の以上九件でございます。

議長（田村匡雄君） 本日の日程については、議会議事委員会において
検討されておりますので、委員長から報告願います。

（十六番 加藤清一君登壇）

十六番（加藤清一君） 二指名を受け、下平、教、科、条、例の一部改正案、一般
会計補正予算案、二号、LPガス関係の請願、陳情の委員長報
告に関するもの、新しい契約締結同意案、他の表彰条例に基く
表彰が二件、非常勤講師に対する一時金支給に関する陳情書、
おとどけ特定事件の施設調査の以上九件でございます。

（議事審査報告書朗読） 省略

なお本件につき、下平、教、科、条、例の一部改正案、一般
会計補正予算案、二号、LPガス関係の請願、陳情の委員長報
告に関するもの、新しい契約締結同意案、他の表彰条例に基く
表彰が二件、非常勤講師に対する一時金支給に関する陳情書、
おとどけ特定事件の施設調査の以上九件でございます。

下平、教、科、条、例の一部改正案、一般
会計補正予算案、二号、LPガス関係の請願、陳情の委員長報
告に関するもの、新しい契約締結同意案、他の表彰条例に基く
表彰が二件、非常勤講師に対する一時金支給に関する陳情書、
おとどけ特定事件の施設調査の以上九件でございます。

検討され下内容でもあり、内容が判明し、土条の改正に付ても
期日の担当課長会議の際検討され下エでの改正でもあり、由
覧の適正を期するう之でも提案理由も領けるものとして委員会
としては全員異議なく可決すべきものと決定し下次でござい
ます。以上簡單でございします。概要説明といたし可なり報告を
終ります。よろしくご可決下さい。よろしくお願ひいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二に於て質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案オ五十五号に於ける委員長の報告

は可決であります。本議案は委員長報告のとおり決するに、異

議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めます。よろしく議案オ五十五

号は委員長報告のとおり可決いたし可なり。

議長(田村匡雄君) 日程オ二議案オ五十六号昭和四十二年度福生市

一般会計補正予算ヲニ号を議題に供します。本件に付ては各

常任委員会に審査を付託してありますので委員長から順に二報

告願ひします。最初に総務委員長、つぎに建設委員長、つぎに厚

生委員長の順に願ひします。

(十六番加藤清一君登壇)

十六番(加藤清一君) 二指名をいた下さいますので審査報告をいたし

ます。

(議案審査報告書朗読) 省略

なお本件につき可なり補足して審議の概要を申しあげます。

本委員会に付託となつた分は歳入全般と調査室、総務、税務、

教育、収入役室に関するもので、歳入可なり可なり担当課長から

説明を受け、質疑に入り歳入の面では小所管工事の国庫補助の

減、し亦処理改入手数料の減等につきて質疑、標準以上の要衣を

査定を減せられたもので、由り由り六十十九の増とあります。が

工事としては何んり支障のない、可なり可なり手数料に付て

長官前正

は業者からの陳情が採択された結果として所収入分を業者収入
分としていたことにするもので、一般財団には買増増とほりほり二と判
明、ついで歳出に付しては交通安全対策工の諸施設、P.T.A
私費買増解消の件、庁舎新駐車場、一の体育館の建設、
一の用地取得に因する等質疑が集中し、熊川の歩道橋が地
下施設となりこの説明があり、P.T.A私費買増解消に付しては
資料を配布されて題目にわたる説明を受け、また庁舎新の駐車
増設に付してもその考之の発表もされ、一の体育館に付しては
中学校分に比して下回らない計上額を心配したか、二の予算を十
分完成できるに目的の答弁もあり一の用地に付しても地主と話をし
進め農協の協力を得て進捗中であることも判明し、本委員会に
付託された部分に付しては全員の一致により可決すべきものと決定さ
れ下次ありあります。以上簡單なほごさいましたら審査概要を申し
あげまして報告といたします。

九番 (下野行夫君) 今の委員長報告の中で委員会開会月日で午後
九時と言われ下が訂正願いたいと思ひます。

十番 (加藤清一君) 委員会開会月日、昭和四十二年十月五日午前九
時とございますので訂正申しあげます。

議長 (田村匡雄君) つぎに建設委員長から願ひます。

(二十一番塩野鉄之助君登壇)

三二番 (塩野鉄之助君) ご指をいたしました下でございまして、
審査報告を申し
あげます。

(議案審査報告書朗読一省略)

右議案につきまして補足して概要の説明をいたします。

付託されたものは一般会計補正予算第三号中産業、土木都市計画
にかかる部分でございまして、それゆゑに担当課長より詳細な説明
があり、質疑が各委員より二時間も発言され、その要点は産業
関係及び家畜に好するほのの駆除態勢、一の卒業資金の融資
の問題、農家形態の現況、七夕祭りおびに關する諸事業
に好する考之をこれとして理事長より研究し、また考慮したいある
いは私見等の答弁もあり、また土木都市計画及び南より秋多所
への多摩川仮橋架橋、南の街道改修、福生線改良の場内プール、

長官前正

長官前正

長官前正

長官前出

水原道路の補修、中央排水の進捗状況、福生病院東側側道改修とこれに関連する踏切に至る間の工事の状況と推移等について質問があり、理想の環境に近づくよう今回の答弁であつて委員会も了解し、当委員会には託と仰り承りました。初分につき承つては原案とあり可決すべきものと討論に至り承りました。以上で本委員会の審査概要を申しあげ報告といたします。

議長(田村匡雄君) つぎに厚生委員長から願ひます。

(六番)高橋子春君登壇

六番(高橋子春君) 厚生委員会関係の審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読) 省略

補足して委員会の概要について申しあげます。本委員会には託されたものは一般会計補正予算中、住民課、民生課関係の初分で、冒頭各担当の課長よりそれぞれの内容につき承つて詳細な説明があつた次第でございます。さらに質疑に入つて国民年金の集金率務の婦人会委託と職員にふる利害得失、清掃業者の料金改訂前陳情採決後の経過、あるいは健っ子政策として初の試みとして計

福生町議会

長官前出

以上で学童委託について添發は発言があり、集金関係については人件費の節減ともあり、徴収率も高い点があり、し尿処理料金につき承つては所手取り分を減じ承つてその分を業者に利益とされたいものとござります。学童委託につき承つては初めての試みで、オニい学校旧に設け承つて社会福祉協議会に委託といたし承つて奥様、その成果におよぼす増の芳名がある等の説明があり委員会はこれを承りたし本委員会には託された初分については全委員は議決可決を決定いたしました。以上委員会の概要説明といたし承つて報告といたします。

議長(田村匡雄君) これより各委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「是議なし」議長と呼ぶ者あり)

(二十番)石川信義君登壇

二十番(石川信義君) 本案につき承つては下だり子各常任委員長の報告で了解をいたすものであります。この際理事者に対して承つて強く要望申しあげます。二承知のとおり当方は昭和四十年ハ

月、地方財政再建促進特別措置法の適用を受けており、その行
財政の総てが厳しい制約の中にあるばかりで、当初計画された四年の
再建計画の中、その目的を十二分に達成した、地方自治体
本来の姿となり、三に補正二号案として自主的な形として提出され
て、二とは誠に意義深いものがあると考へております。もちろん二の
影には住民全体の深い理解と協力と各関係官庁の良
い指導の賜ものがあつたことはさることはござりますが、その直
接その任に当り、理事者並びに職員の間における忍耐と
努力に、その一とばかり敬意を表するものであります。申すまでも
なく、地方自治の進展は安定した財政基盤の上にこそ、そのより
はしめるものであります。当福生財は現在急速な発展の途上に
あり、人々も日増しに増加しており、将来は西東京の一大消費地
市として今後の躍進が大きな期待されておるものでござります。その
中におき、申すまでもなく、学校の新設、増設はもちろん、福生駅東口
周辺の開発、下環線の開発、さらに交通安全を含めた一般街道
路線の整備等、大きな諸事業が山積してあります。

意見書正



時に二に申しあげなければならぬことは、それが特別会計の内の
水道事業において、ご承知のとおり、三次計画の終りを手前として、人
口の急増と水の使用量の増大にもなっており、第四次計画はさばけれ
ばならない状態にあることはご承知のとおりであります。二の
点を鑑み、財政的にも水供給にも全くピンチに達してしまつて
いるのが、福生財の現状であります。二の企業の企業会計におき
て、それは近くは横渡等におき、そしてその財政のピンチを脱ぎ、財政
再建団体をなさなく受けなければならぬ状態に至るおそれあると考
へております。二の企業の企業会計等におき、そして
これが特に理事者におき、そして不金の計画のみに住民の期待
に、さうなく、これが早期実現を要望するものでござります。下で申す
申しあげ、その総ての諸事業が早期実現に、努力をお願いするもの
であります。二の推進するためには、長期的視野に下り、そして
計画の財政運営を行ない、さらに行政水準の向上をはかるとして
、いさくも再び収支の不均衡を招くことのはいさくなく、申すも
健全財政のうえに、おき、積極的な住民福祉の増進と最大の二の努力

意見書正

意見書正

とお願ひいたして、私の要望といたして。

(「議長休憩」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) ニニで休憩いたして。

午前九時三十分休憩

午前十時 二分開議

議長(田村匡雄君) 休憩中に引き續き会議を開きます。

議長(田村匡雄君) 他に質疑はございませんか、

十三番(中村国太郎君) 建設の件でございしますが、三十頁の図費が、プール設計委託料ですが、一号橋正で百五十万を組んであります。が本予算では再び、池田プール設計委託料として四十五万、合計で百九十五万の委託料にならうあります。が、この説明をお願いします。

十三番(池田鉄之助君) 下で、その中、中村議員の質問にたいして、担当の課長からよろしくご答弁願います。

土木課長兼都市計画課長(木田猛君) 自席からお答をいたして。

池田プールの件につき、まず、当初予算におきまして、ご指摘の

とあり、百五十万の設計委託料を組んであるわけでございます。これは具体化してございまして、いわゆる福生緑地にプールを造りたいという段階にありまして、現在、防犯事業として、まず、プールにレストハウスもございしますが、これは地盤が特殊な所でございまして、色々ありまして、地質の所を掘りまして、そのうち、めだという特殊な所でございまして、地質調査を慎重にやりなければならぬというところにありまして、それにありまして、プールを造る、あとの沈下を防ぐというところで、現在、地質調査のボーリングをやっております。当初の百五十万は、どうして、不可能であるというところにありまして、さらに、四十五万を追加して、いたしまして、プールの設計と地質調査と同じ会社にやらせようというところでございまして、四十五万が不足に陥るというところで、これを補正をいたして、わけでございます。下、よろしくお願ひいたして。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 他に質疑はございせんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案ヲ五十六号に好する各委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めます。おろ議案ヲ五十六号は各委員長報告のとおり可決いたします。

議長(田村匡雄君) 日程ヲ三請願ヲ一号しアガススタンド建設及好請願書を議題に供します。本件に付ては総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

(十六番加藤清一君登壇)

十六番(加藤清一君) ご指名をいただきまして請願審査報告をいただきます。

(請願審査報告書朗読)

はお本件審議の概要につきまして補足して申し上げます。本件につきましては当委員会として承知しては託されて以来

四回の会議を開催し手下さるの間都庁、ハ王子、立川両市はうぐい日暮里の事故現場にも出張して慎重に調査し、請願現場も視察いたしまして、週日の委員会開催日には長田屋産業の社長等が来庁出席を求め建設に好する説明を聞き、實情を行ない請願の結果、業者は確認申請許可されてあり、好道使用の設計画は一部変更しなおし、費用と支障の少ないように、かつ地元民の反対がある場合は話し合いがつくまで工事には着工しないという点で確認いたしました。おろ当委員会としては請願の意とするところを考慮し、議会としても業者の動向や地区住民の福祉向上のためにも甚だ燃料倉庫に近く危険である点、なお近くに引込み線もあり現下の騒音に悩みもありませんのでさらに二枚以上の危険が加る設計が設けられると聞くことに付ては全員一致して本件請願は採択と決定した次第でございます。併しや当委員会として承知して決定の意をおくみとり下さる承知して承知して審議いただきまして認可賜りますようお願いいたします。報告といたします。

議長(田村匡雄君) 二枚折り委員長報告に對する質疑を仰はります。

十一番(伊田虎蔵君) 請願に對する委員長の報告に對して一言お聞きしたいのですが、いわゆる地元住民と話し合いがつくまでは仕事をやりほいという業者の言葉があるようでございますが、業者と地元住民とが話し合いが解決すれば建設されるという点か、その点はお聞きしたいと思ひます。

十一番(加藤清一君) 下取りの中西議員さんからのご質問に對してはお答えいたします。下ーかに下取りの説明に依りますと中西議員さんの質問は当然かと思ひます。二の点については先般委員会がありまして後日、長田屋産業から覆書がございまして、どういふことかという質問がありまして相当長時間いろいろとその経過はらびに今後の件について説明の方をお願ひを申しあげたのをご存じですが、現在のように地元民が一女好してゐる限り建設しほいと、従つていふ二枚は建設ができはいものと、先般の覆書の内容におきましては結論的には諦めていた下さうと、また

諦めなければならぬかというふうは話しをしておりまして、あの地区に對する長田屋産業のいわゆる住民に對する配慮等がされまかりましておやうく建設はされはいものと私己人としてはそのうに感じております。今後やはり長田屋産業さんにあくまで長田にある判断をもちいた下さう、当地に對する建設を断念していただきたいと私己人としてお願ひするつもりでございます。よろしくお願ひいたします。

十一番(伊田虎蔵君) そうすると二の点、いわゆる認可事業でございますので、正式な許可をとるやうに承るおるのかもしれませんが、下取りの委員長は報告を聞きまして何か断念するやうは見解にとらへずかそのやうにとるさうつかえはいいのをご存じですか、

十一番(加藤清一君) はいそうです。

(了解と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 他にございますせんか、

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二枚にて質疑を終結いたします。